

- ・平成31年3月からの健康保険料率について
- ・平成31年度国民年金保険料について
- ・同一労働同一賃金への対応に向けて

平成31年3月からの健康保険料率について

平成31年度の協会けんぽの健康保険料率は3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。なお、介護保険料率は、4月納付分から1.73%となります。

健康保険料率(協会けんぽ)						介護保険料率	
大阪府	10.19%	兵庫県	10.14%	東京都	9.90%	全国一律	1.73%
京都府	10.03%	奈良県	10.07%	福岡県	10.24%		

平成31年度国民年金保険料について

国民年金保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限に達し、引上げが完了しました。ただし、実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下のとおりとなります。

- ・平成31年度の国民年金保険料額 **16,410円**(平成30年度から70円の引上げ)
- ・平成32年度の国民年金保険料額 **16,540円**(平成31年度から130円の引上げ)

同一労働同一賃金への対応に向けて

当社にはパートタイマーや契約社員が数名います。今後正社員との待遇差をなくさなければならぬと聞きましたが、具体的にどのような制度でしょうか？



①

はい、2020年4月1日施行(中小企業は2021年4月1日から適用)の「パートタイム・有期雇用労働法」で、同じ企業の中で、正社員と非正社員との間で、賃金などの待遇に不合理な差をつけることが禁止されます。また、非正社員から尋ねられたら、待遇差の内容や理由を説明する必要があります。※比較するのは正社員(フルタイムで無期雇用の労働者)と非正社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)です。



②

何を比較して、待遇差の有無が判断されるのでしょうか？



③

まず、賃金は総額で比べるのではなく「基本給」や「賞与」など個々の支払い項目ごとに比べます。

「待遇」には、教育訓練や福利厚生も含まれます。

そして、不合理な差がないか(均衡・均等といえるか)、3つの要素で確認します。

①職務内容(業務内容+責任の程度) 権限や苦情対応・ノルマの程度

②人材活用の仕組みと運用(職務内容や配置の変更の範囲)

↑ 転勤・昇進などの人事異動

③その他の事情(合理的な労使慣行など)



④

同一労働同一賃金もこれにあてはまるわけですね。

実際に現在待遇差がある状態ですが、この理由付けがむずかしそうです。



⑤

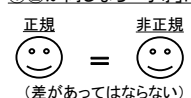
均衡

①②③を考慮して「均衡」に



均等

①②が同じなら「均等」に



正社員と非正社員の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容や配置の変更の範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない、とされています。

厚生労働省の取組手順に沿ってお早めに取り組むことをお勧めします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000467476.pdf>

①:雇用形態の確認 ②:待遇状況の確認

③:待遇差がある場合、その理由を確認

④:待遇差が「不合理でない」と説明可能か

⑤:「不合理でない」と言いがたい場合は

改善に向けて検討



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgcr.co.jp」に「事業所名・お名前・メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者:社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193

FAX:06-6862-4662

Mail:kcr@nkgcr.co.jp

作成日:2019.2.14

